

インターネットの利用に関するガイドライン

砺波市立庄東小学校

【ガイドラインの趣旨】

第1条 このガイドラインは、砺波市立庄東小学校におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

【インターネット利用の基本】

第2条 インターネットを利用するにあたっては、児童及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の時間の学習内容に関わる教育活動の推進等、教育課題の推進に寄与するように努めなければならない。

【インターネットの利用形態】

第3条 インターネットの主な利用形態は、次の各項に定めるものとする。

- 一 情報発信及び受信
各教科等の学習成果をまとめ、ホームページで発信する。また、意見等を受信する。
- 二 情報検索及び収集
学習に関連する情報を検索する。また、学習に関連した質問を送り回答を得る。
- 三 教材作成
授業で活用できる画像及び文書データを収集・加工し、教材作りに活用する。
- 四 国内・国際交流
ホームページや電子メールを利用し、国内外の都市、学校との交流を行う。

【個人情報保護方針（プライバシー）】

第4条 インターネットを利用した児童及び関係者の個人情報の発信は、次の項に定めるところによる。

- 一 個人の氏名、住所、電話番号、生年月日等の情報は発信しない。
- 二 児童の意見、作品は教育上の効果を斟酌し発信することができる。
- 三 写真等の掲載は、個人の特定ができないよう配慮する。
- 四 掲載基準について詳細な判断が必要な場合は、校長が教育上必要と認めた場合に掲載することができる。

【インターネット利用の指導】

第5条 教師は、インターネット利用に関して次のことを児童に十分指導し、正しく理解できるように努める。

- 一 他人の中傷をしないこと。
- 二 肖像権、著作権、知的財産権に配慮すること。
- 三 ネットワーク利用における基本的なマナーについて。
- 四 教師の指導のもと、インターネットを利用すること。

【ガイドラインの掲載】

第6条 ホームページに本ガイドラインを掲載し、情報発信が本規定に基づいたものであることを明記する。

附則

本ガイドラインを平成23年4月1日から施行する。

(付記)

本ガイドラインは南砺市立福野小学校、砺波市立砺波東部小学校、江東区立大島第四小学校のガイドラインを参考にさせていただきました。